

新旧対照表

【輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
輸出通関事務処理体制について	輸出通関事務処理体制について
輸出通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。	輸出通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。
記	記
第 1 基本的な審査方法等 審査方式 輸出申告書（積戻し申告書を含む。以下「申告書」という。）の審査は、「重点審査」、「一般審査」及び「簡易審査」の 3 方式とする。 受付管理事務 1 申告書及び仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。 イ～ニ（省略） 2 （省略） 審査事務	第 1 基本的な審査方法等 審査方式 輸出申告書（積戻し申告書を含む。以下「申告書」という。）の審査は、「重点審査」、「一般審査」及び「簡易審査」の 3 方式とする。 受付管理事務 1 申告書及び仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。 なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税等手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。 イ～ニ（同左） 2 （同左） 審査事務

新旧対照表

【輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 審査方法</p> <p>申告書等の配付を受けた審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、必要申告事項並びに必要添付書類の有無及びその有効期限等に関する審査を行った後、関税等の減免戻税条件の具備、他法令による輸出規制、統計品目分類、数量・価格等に関する疑義の発見と解明を中心として審査を行う。</p>	<p>1 審査方法</p> <p>申告書等の配付を受けた審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、必要申告事項並びに必要添付書類の有無及びその有効期限等に関する審査を行った後、関税等の減免戻税条件の具備、他法令による輸出規制、統計品目分類、数量・価格等に関する疑義の発見と解明を中心として審査を行う。</p> <p><u>なお、配付を受けた申告書に申請システムの「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</u></p>
<p>及び (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>及び (同左)</p> <p>2 (同左)</p>